

群馬大学医学部附属病院診療情報管理部規程

平成22.4.1 制定

改正 平成23.5.10 平成25.4.1

平成29.4.1 平成30.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院診療情報管理部（以下「診療情報管理部」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 診療情報管理部は、診療情報の適正な管理体制を確保するため、群馬大学医学部附属病院診療情報管理委員会と連携し、医療の質の向上及び病院経営の効率化を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 診療情報管理部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 診療情報に係る質の管理及び物の管理に関すること。
- (2) がん登録に関すること。
- (3) 医療統計の作成に関すること。
- (4) 診療情報管理士の育成に関すること。
- (5) その他診療情報管理部の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 診療情報管理部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 診療情報管理部長
- (2) 診療情報管理部副部長
- (3) 診療情報管理士
- (4) その他部長が必要と認めた者 若干人

(診療録の確認)

第5条 診療情報管理部長は、定期的に診療録等の記載内容を確認し、適切でない事例が認められる場合は、群馬大学医学部附属病院診療情報管理規程第5条第1項に定める診療情報管理担当者に対して、必要な指導を行うとともに、当該事例を病院の各部署に通知する等の対応を行う。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、診療情報管理部に関し必要な事項は、病院長が定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病院診療情報管理部運営委員会内規（平成22年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。